

(仮称) りっとうガンバリ応援事業補助金交付要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさとりっとう応援寄附金（以下「寄附金」という。）を活用し、公益性の高い活動を行う団体に対し、予算の範囲内において、りっとうガンバリ応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、栗東市補助金等交付規則（昭和63年栗東市規則第11号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる支援を希望する団体（以下「支援希望団体」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第8条第2項の規定により支援希望団体として市長が登録した団体であること
- (2) 当該団体への支援を希望して栗東市に対し寄附金の納付が前年度にあること

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、団体登録申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写し（団体規約、会則その他これらに類するもの）
- (2) 直近2年（ただし、事業年度が設立初年度しか終了していない場合は直近1年）の事業報告書、収支決算書及び団体役員名簿の写し
- (3) 5人以上の団体構成員の氏名及び住所を記載した書面
- (4) 団体の活動内容等が確認できる書類

(支援希望団体の登録要件)

第4条 登録の対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 市内を拠点に活動している5人以上の会員で組織している団体であること
- (2) 定款（規約・会則）を持ち、会計処理が適切に行われている団体であること
- (3) 営利を目的としない公益的な活動を行う団体で、第5条に規定する補助対象事業を行う団体であること
- (4) 団体の活動に関する情報をホームページ等で広く開示していること
- (5) 政治的活動及び宗教的活動をする団体ではないこと
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律に規定する暴力団をいう）又はその構成員が統制している団体でないこと

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市内で実施する公益性の高い事業であること
- (2) 地域社会の発展又は地域が抱える課題や社会課題の解決が期待できる事業であること
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度内に実施し、完了する事業であること
- (4) 営利活動、政治活動、選挙活動又は宗教活動を目的とした事業でないこと
- (5) 本市及びその関係機関から他の補助等を受け、又は受けることが決定している事業でないこと
- (6) 施設等の建設又は整備を主たる目的とする事業でないこと
- (7) 介護保険等の保険事業による保険給付の対象となる事業でないこと
- (8) 法律・条例等に反する、又は公序良俗に反する事業でないこと

(要件審査)

第6条 市長は、申請活動及び申請団体が第4条に定める要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として申請団体に通知するものとする。

(登録審査会の開催)

第7条 市長は、支援希望団体としての登録の適否を決定するにあたり申請団体（前条の規定により不採択通知を行った団体を除く。）に対し、登録審査会での申請活動及び申請団体の説明を求めるものとする。

- 2 前項について、栗東市市民社会貢献活動促進基金補助金運営委員会設置要綱に規定する審査委員会は、申請書類及び登録審査会での説明を受け、別に定める審査基準に基づき総合的に審査を行い、審査結果を市長に報告するものとする。
- 3 審査委員会は、原則非公開とする。
- 4 市長は、申請団体が同条第1項の登録審査会を欠席した場合、不採択として申請団体に通知するものとする。

(登録及び登録の通知)

第8条 市長は、前条の審査委員会の審査結果の報告を尊重し、登録の適否を決定するものとする。

- 2 登録が適当と決定した申請団体を支援対象団体として登録する。
- 3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、所定の通知書により、申請団体に通知するものとする。

第9条 市長は、前条の規定により登録を受けた支援希望団体に係る団体登録簿を公開し、閲覧に供するものとする。

(登録の有効期間及び更新)

第10条 第8条に規定する登録の有効期間は3年とする。

2 登録の更新については、これを妨げるものではない。

(登録内容の変更)

第11条 登録団体は、登録の内容に変更があったときは、変更届(別記様式第2号)に市長が必要と認める書類を添え、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第12条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することがある。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき
- (4) 登録団体から登録抹消の申出があったとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録団体として不適当であると市長が認めるとき

(補助金の額)

第13条 補助金の額は、当該支援希望団体を指定して寄附された金額から事務費を差し引いた額に相当する額の範囲内で、市が必要な予算措置を行った額を上限とする。

2 前項の事務費は寄附額の10分の2とし、返礼品有りの場合は、さらに寄附額の10分の3を加算した額とする。

3 支援希望団体ごとの補助金の上限額については、市ホームページ上で公表することとする。

(状況報告及び調査)

第14条 市長は、寄附金の用途に関し必要があると認めるときは、支援希望団体に対して報告を求め、又は実地に調査することができる。

(様式)

第15条 この要綱で使用する団体登録申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。